

「三重県最低賃金について 50 円引上げ、時間額 1023 円を答申」

三重地方最低賃金審議会長は、本年 7 月 16 日に三重労働局長から、三重県最低賃金の改正決定について調査審議を求める諮問を受け、関係業界の労使代表者からの意見聴取、賃金実態調査、各種経済指標の分析等を行うとともに、中央最低賃金審議会から示された目安答申を参考とし、最低賃金法に定める①労働者の生計費②労働者の賃金③通常の事業の賃金支払い能力を総合的に勘案し、慎重に審議を重ねた結果、本日、三重労働局長に対し、現行の三重最低賃金を 50 円引き上げ、時間額 1023 円（現行 973 円）に改正し、本年 10 月 1 日から施行するよう答申しました。なお、昨年度の引上げ額は、40 円であった。また「事業内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」を活用し生産性を向上させる機器・設備を導入した時、一部を補助することができます。

#### ●業務改善助成金について

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。

#### ●お問い合わせ先・相談先

- ・業務改善助成金コールセンター

業務改善助成金についてご不明点等ございましたら、コールセンターまでお問い合わせください。

TEL 0120-366-440 受付時間 平日 8:30～17:15

- ・三重県働き方改革推進支援センター

TEL : 0120-111-417 [Mail : mie@task-work.com](mailto:mie@task-work.com)

#### ●参考資料

- ・業務改善助成金について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shien\\_jigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shien_jigyoku/03.html)

- ・三重県働き方改革推進支援センターHP

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/mie/>

- ・三重労働局 HP

<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>

●参考 助成上限額・助成率

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成対象事業場	助成率
			事業規模30人以上の事業者	事業規模30人未満の事業者		
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	<b>【事業場内最低賃金】</b> ・900円未満 9/10 ・900円以上950円未満 (9/10) ・950円以上3/4 (4/5)
		2～3人	50万円	90万円		
		4人～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上※	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円		
		2～3人	70万円	110万円		
		4人～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上※	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4人～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上※	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4人～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上※	600万円	600万円		